

大津市行政不服審査法施行条例

平成 28 年 3 月 29 日

条例第 9 号

改正 令和元年 9 月 30 日条例第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号。以下「法」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 削除

(令元条例 22)

(弁明書の添付書類)

第 3 条 処分庁は、法第 29 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げるもののほか、次に掲げる書面を保有する場合には、同条第 3 項第 1 号に掲げる弁明書にこれを添付するものとする。

(1) 大津市行政手続条例(平成 8 年条例第 30 号)第 24 条第 1 項に規定する聴聞調書及び同条第 3 項に規定する報告書

(2) 大津市行政手続条例第 27 条第 1 項に規定する弁明書

(交付の方法)

第 4 条 法第 38 条第 1 項(他の法令において準用する場合を含む。第 6 条及び第 7 条において同じ。)の規定による交付は、行政不服審査法施行令(平成 27 年政令第 391 号。以下「政令」という。)第 11 条各号に掲げる方法のほか、交付に係る同項に規定する書面若しくは書類(以下「対象書面等」という。)に記載された事項又は交付に係る同項に規定する電磁的記録(以下「対象電磁的記録」という。)に記録された事項を記録したシー・ディー・ロムを交付する方法によってすることができる。

(手数料の額等)

第 5 条 法第 38 条第 6 項の規定により読み替えて適用する同条第 4 項(他の法令において準用する場合を含む。)の規定により納付しなければならない手数料(以下「手数料」という。)の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 政令第 11 条第 1 号又は第 2 号に掲げる交付の方法 用紙 1 枚につき 10 円(カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、50 円)。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を 1 枚として手数料の額を算定する。

(2) 政令第 11 条第 3 号に掲げる交付の方法 同条第 1 号又は第 2 号に掲げる交付の方法(用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。)によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙 1 枚につき 10 円

(3) 前条に規定する交付の方法 シー・ディー・ロム 1 枚につき 100 円

2 手数料は、交付の際に納付しなければならない。

3 既納の手数料は、還付しない。ただし、審理員(法第 9 条第 3 項に規定する場合にあっては、審査庁。次条において同じ。)が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

い。

(手数料の減免)

第6条 審理員は、法第38条第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人(以下この条及び次条において「審査請求人等」という。)が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、法第38条第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員に提出しなければならない。

3 前項の書面には、審査請求人等が生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

(送付による交付)

第7条 第4条に規定する方法により法第38条第1項の規定による交付を受ける審査請求人等は、手数料のほか送付に要する費用を納付して、第4条のシー・ディー・ロムの送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、審査庁が定める方法により納付しなければならない。

(再審査請求)

第8条 第4条から前条までの規定は、再審査請求について準用する。この場合において、第4条中「第38条第1項(他の法令において準用する場合を含む。第6条及び第7条において同じ。)」とあるのは「第66条第1項において読み替えて準用する法第38条第1項」と、「行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号。以下「政令」という。)」とあるのは「政令第19条第1項において準用する政令」と、第5条第1項中「第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項(他の法令において準用する場合を含む。)」とあるのは「第66条第1項において準用する法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項」と、同項第1号及び第2号中「政令」とあるのは「政令第19条第1項において準用する政令」と、同項第3号中「前条」とあるのは「第8条において読み替えて準用する前条」と、同条第3項中「法第9条第3項に規定する場合にあっては、審査庁」とあるのは「再審査庁が法第66条第1項において準用する法第9条第1項各号に掲げる機関である場合にあっては、再審査庁」と、第6条第1項及び第2項中「第38条第1項」とあるのは「第66条第1項において読み替えて準用する法第38条第1項」と、「審査請求人等」とあるのは「再審査請求人等」と、同条第3項中「審査請求人等」とあるのは「再審査請求人等」と、第7条中「第4条」とあるのは「第8条において読み替えて準用する第4条」と、「第38条第1項」とあるのは「第66条第1項において読み替えて準用する法第38条第1項」と、「審査請求人等」とあるのは「再審査請求人等」と、「審査庁」とあるのは「再審査庁」と読み替えるものとする。

(行政不服審査会)

第9条 法第81条第1項の規定により本市に置く機関の名称は、大津市行政不服審査会(以下「審査会」という。)とする。

第10条 審査会は、委員3人をもって組織する。

第11条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第12条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

第13条 審査会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

第14条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

第15条 第9条から前条までに定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

(提出資料の交付)

第16条 第4条から第7条までの規定は、法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付について準用する。この場合において、第4条中「第38条第1項(他の法令において準用する場合を含む。第6条及び第7条において同じ。)」とあるのは「第81条第3項において準用する法第78条第1項」と、「行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号。以下「政令」という。)」とあるのは「政令第23条において読み替えて準用する政令」と、「書面若しくは書類」とあるのは「主張書面若しくは資料」と、「対象書面等」とあるのは「対象主張書面等」と、第5条第1項中「第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項(他の法令において準用する場合を含む。)」とあるのは「第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第4項」と、同項第1号中「政令」とあるのは「政令第23条において読み替えて準用する政令」と、同項第2号中

「政令」とあるのは「政令第 23 条において準用する政令」と、同項第 3 号中「前条」とあるのは「第 16 条において読み替えて準用する前条」と、同条第 3 項中「審理員(法第 9 条第 3 項に規定する場合にあっては、審査庁。次条において同じ。）」とあるのは「審査会」と、第 6 条第 1 項及び第 2 項中「審理員」とあるのは「審査会」と、「第 38 条第 1 項」とあるのは「第 81 条第 3 項において準用する法第 78 条第 1 項」と、第 7 条中「第 4 条」とあるのは「第 16 条において読み替えて準用する第 4 条」と、「第 38 条第 1 項」とあるのは「第 81 条第 3 項において準用する法第 78 条第 1 項」と読み替えるものとする。
(罰則)

第 17 条 第 11 条第 5 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 500,000 円以下の罰金に処する。

(令元条例 22・一部改正)

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 9 月 30 日条例第 22 号)抄

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(大津市行政不服審査法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

第 4 条 施行日前に第 2 条の規定による改正前の大津市行政不服審査法施行条例第 2 条の審理員であった者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

2 施行日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。